平成２３年（フ）第３８８号
相模原市南区文京１丁目４番４号　白樺荘102
債務者　田畑　良典
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９５号
相模原市南区東林間６丁目23番11号　ガーデニア東林間206号
債務者　伊波　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９９号
神奈川県座間市入谷３丁目1645番地の３　４号
債務者　鶴﨑　　明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０９号
新潟県新発田市住吉町３丁目８番５号
債務者　齋藤　静香
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３５２号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目７番13号
債務者　的場シンゴこと　マトバ　ジョージ　フィリオ
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目７番13号
債務者　的場カルラこと　マトバ　ジェイザ　カルラ　ハシモト
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９６９号
名古屋市中村区宿跡町１丁目110番地の２　アーバニア松田101号
債務者　水野総業こと　水野三津男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２３号
名古屋市港区木場町９番地の３　木場南住宅２棟712号
債務者　川本　宏子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２号
愛知県稲沢市長野３丁目２番41号
債務者　加藤　治之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１１号
香川県高松市伏石町2086番地９　フォブールミリュー202号室
債務者　小原文美代
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４２３号
高知市薊野中町18番２号　ハイツ優101号坂本史方
債務者　松本　輝幸
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２４号
高知市薊野中町18番２号　ハイツ優101号坂本史方
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３２号
高知市薊野南町６番17―５号　コーポハリマ
債務者　大久保　満
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３４号
高知県香美市土佐山田町西本町５丁目６番15号
債務者　佐々木伸一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４０号
高知市高須東町６番25―106号
債務者　森　　清香
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４３号
高知市神田23番地１　県住Ｒ７―209号
債務者　森澤　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４７号
高知市鴨部上町７番40―１号
債務者　木村　節子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５４号
仙台市青葉区北山１丁目20番32号、従前の住所仙台市青葉区台原６丁目13番11号　メサ・フォレストⅡ―201
債務者　藤原　京子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係